

イベント時の火災予防の徹底を

平成25年8月15日、京都府福知山花火大会において、死者3名、負傷者56名という重大な人的被害を伴う火災が発生したことを踏まえ、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しに際して同様の火災による被害を繰り返さないため、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正し平成26年12月1日より施行します。(次の、その1～3までを守るように改正しました。)

※ 近親者によるバーベキュー、学校・保育園などで父母が主催するイベントなど、相互に面識がある者が参加する催しは対象外です。

その1 催しでの消火器の準備

コンロなど火を使用する器具、又はその使用に際し火災の発生のおそれがある器具（以下、[対象火気器具等※1](#)という）を多数の人が集合する催しに使用する場合は、消火器を準備して使用することを義務付けました。



※1 対象火気器具等とは上の写真の様な気体燃料、液体燃料、固体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具が対象です。

その2 露店等を開設する際の届出

対象火気器具等を使用する露店などを開設する場合は「露店等の開設届出書」を開設する日の7日前までに消防署へ届け出ることが必要となりました。

その3 大規模な屋外催しの防火管理

多数の人が集合する催しに際して、火災が発生した場合に人命又は、財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるものとして、[消防長から指定を受けた催し※2](#)を主催する者は、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し開催の14日前までに消防署へ届け出ることが義務付けられました。

※2 消防長から指定を受けた催しとは、大規模な催しが開催可能な公園、道路その他の場所を会場として開催するもので、一日あたりの人出予想が10万人以上で、かつ露店等が100店舗以上出店する屋外の催しです。